平成26年度 知的財産活用促進支援事業

外国特許等出願補助金活用企業を募集します！

沖縄県発明協会では、県内中小企業者等の海外展開を支援するため、
海外への特許等出願経費に係る補助金とサポートを提供します。
（注）沖縄県委託の平成26年度知的財産活用促進支援事業において実施しております。

こんな会社におすすめです

- 新たな製品・技術の海外における特許権、意匠権、商標権の出願、権利化を通じて、
  ・海外事業を実行する計画、体制がある。
  ・新たなビジネスチャンスを作る展望がある。
  ・2015年2月までに出願できる
- 出願等の資金が不足している中小企業等

上記等、一定の要件を満たす県内の中小企業等を５社程度選定し、特許等出願に係る経費の一部を補助し、アドバイスを実施します。

補助の内容

外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用、ＰＣＴ出願手数料、国際商標出願手数料、国際商標出願費用（※）

補助率　２／３以内

補助額　特許　　100万円（上限）
意匠・商標　30万円(上限)
（１企業あたりの上限）

※日本国内の出願費用は対象となりません。
※経費の種類は、沖縄県発明協会ホームページにてご確認ください。

募集、申込み

平成26年５月以降、別紙にてご案内いたします。
※予定件数に達するまで年数回募集を予定
別紙申請用紙に記入の上、発明協会へ提出下さい。

説明会の開催

外国出願および補助金に関する説明会を開催します。
（参加しなくとも応募はできます。）
・支援内容に関する説明
・外国出願の基礎知識
・質疑応答

開催日時・場所　別紙にてご案内いたします。

問い合わせ先

沖縄県発明協会　検　索

トップページの「お知らせ」へ
または　メニューから「知的財産活用促進支援事業」へ

一般社団法人 沖縄県発明協会
担当：　宮川 、　林
〒904-2234　沖縄県うるま市字州崎12－2
沖縄県工業技術センター内
mail: j-miyakawa@okinawa-jiii.jp
URL: http://www.okinawa-jiii.jp
電 話 098-921-2666　ＦＡＸ 098-921-2672

メルマガのご案内

知的財産に関する支援情報などを発信するメールマガジン購読をお願いします！

平成26年度 知的財産活用促進支援事業
外国特許等出願補助金活用企業を募集します！

外国で製品販売をする際には知的財産権を取得しましょう

日本で取得した知的財産権（特許権、意匠権、商標権など）は日本でしか効力がなく、外国に発明、デザイン、商品名を利用した商品を販売する場合は、その国へ知的財産権を取得するための出願を行う必要があります。但し、外国へ出願には、国内出願より多くの費用が掛かる可能性があり、費用対効果を考えることも必要です。

外国で知的財産権を取得するための方法

外国へ知的財産権を取得するための出願を行うには、直接その国の特許庁へ出願する方法と、一旦国際的な機関に出願して、その後各国の特許庁へ出願する方法とがあります。

直接出願（特許、意匠、商標）

※外国へ意匠出願する方法は直接出願のみとなります。

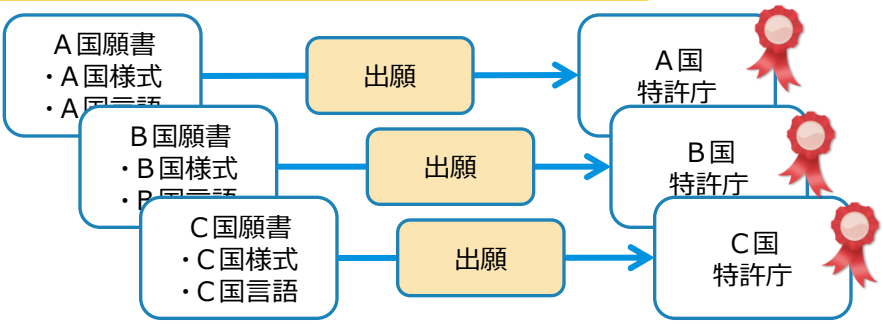

ＰＣＴ出願を活用する方法（特許）

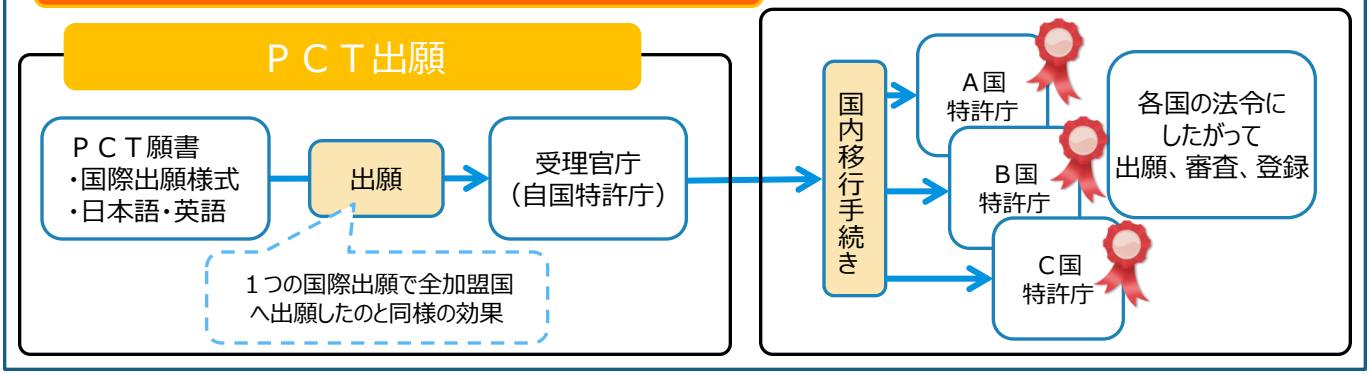

マドリッド制度を活用する方法（商標）

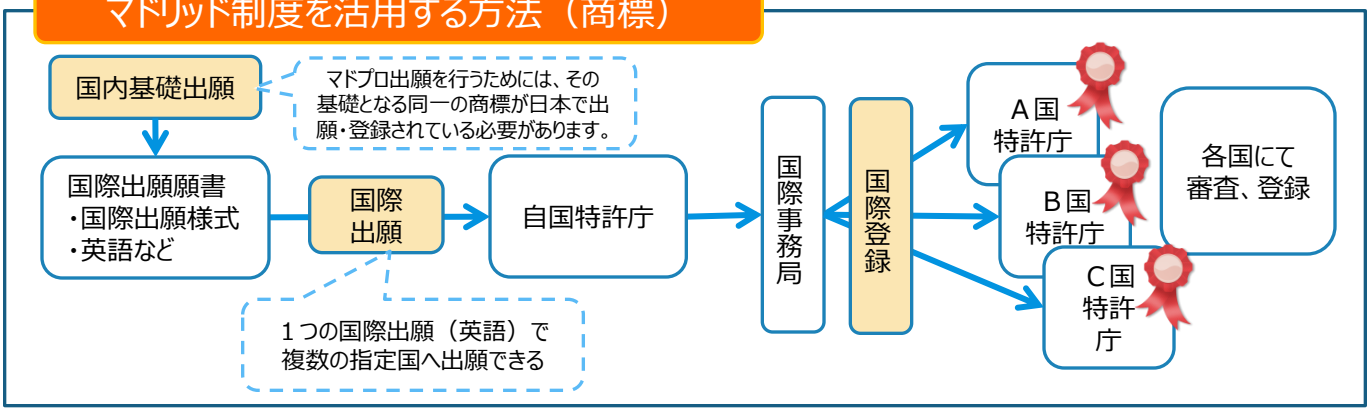

平成26年度 知的財産活用促進支援事業
外国特許等出願補助金活用企業を募集します！

外国出願の状況

ＰＣＴ出願（特許）、国際商標出願の件数は、日本では近年増加しつつあります。沖縄県では、まだ件数は多くありませんが、今後物流拠点としての整備や、県産品の海外販路拡大が進む中で、外国出願が増加していくことが予想されます。　※以下データには、直接出願の件数は含まれていません。

国際出願（ＰＣＴ出願）件数表（受理官庁）

単位：件

年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
全国	28,027	29,291	31,524	37,974	42,787
沖縄	14	10	11	13	9

注：日本に提出された国際出願（ＰＣＴ出願）の件数である。

出典：特許行政年次報告書2013年版

国際登録出願（商標）件数表（本国官庁）

単位：件

年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
全国	1,265	1,310	1,567	1,547	2,127
沖縄	2	0	3	1	2

注：国際登録出願とは、日本特許庁を本国官庁として、マドリッド協定議定書に基づき出願された商標の国際出願である。

出典：特許行政年次報告書2013年版

外国出願の事例

- ✓ 海外への商品販売・商談、バイヤーの集まる展示会に合わせて出願
- ✓ 模倣品、冒認出願の対策のために出願

販売予定先の国へ特許を出願した例

- 株式会社トマス技術研究所（うるま市）
- 中型・小型焼却炉を製造・販売する同社では、無煙運転と省燃費運転を可能にした新たな焼却炉を開発し、平成25年に国内に特許出願をしました。
- その後、海外との商談が持ち込まれるようになり、平成26年に国内の特許出願を基礎とするＰＣＴ出願を行いました。
- 今後、数か国で見込まれる商談の具体化に合わせて、各国に特許を移行する手続を行う予定です。

販売先の国へ意匠、商標を出願した例

- 文具メーカーＢ社
- 主に製品を販売する国に意匠・商標権を出願している。さらに、模倣品を製造、販売している国も対象としている。現在、韓国、台湾、中国等に意匠・商標を出願済。
- 2000年から中国の代理店と取引を開始し、主要都市の文具専門店にて販売。2005年に商品名の商標を出願しようとしたところ、すでに第三者により商標が出願され登録されていたことが判明した。結局、別途パッケージなどの意匠を中国へ申請するなど、種々の対応を行っている。

平成26年度 知的財産活用促進支援事業
外国特許等出願補助金活用企業を募集します！

申込み～補助金交付までの流れ

説明会	補助金の説明会を開催
応募	所定の申請書を沖縄県発明協会へご提出ください。※予定件数に達するまで年間数回の募集を行う予定
審査	審査会にて、支援する事業者を決定（応募者にはプレゼンテーションをお願いします。）
決定	５社程度を採択（年間延べ件数）
出願等実施	応募内容に沿って、出願等を進めていただきます。（採択～翌2月）
補助金交付	出願手続等が終了し、費用等の確定時点で補助金をお支払いします。
成果発表	採択事業者による成果発表会を実施（翌2～3月）

＜補助の仕組み＞

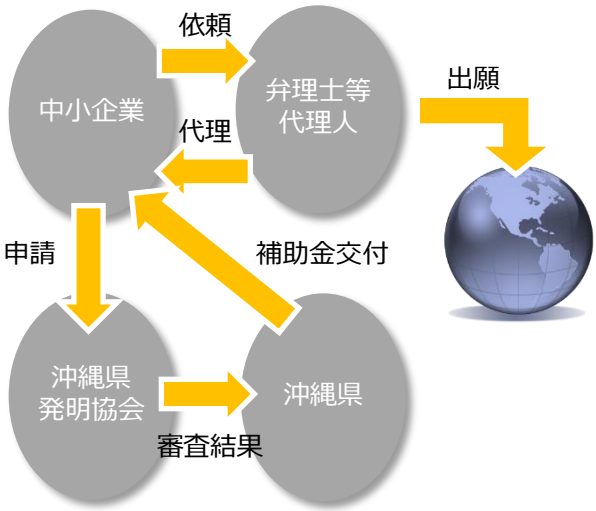

本事業の実施主体
（一社）沖縄県発明協会とは

一般社団法人沖縄県発明協会は、中小企業者等への総合的な知的財産権に関する支援を行う団体です。特許等の有効活用についてのアドバイスや相談、優れた発明品を表彰する「沖縄県発明くふう展」の開催等を行っています。
特許の出願方法を知りたい、自社技術を他社に活用させたい、知的財産権侵害について相談したいなど、知的財産権に関することは当協会までお問い合わせください。

募集情報などのメルマガ

本事業の各種募集情報を適宜メールでお知らせするメールマガジンを発行しております。
関心のある方は是非ご登録ください。

沖縄県発明協会　検　索

本事業についての問合せ

沖縄県発明協会　検　索

トップページの「お知らせ」へ

一般社団法人 沖縄県発明協会
担当：　宮川 、　林
〒904-2234　沖縄県うるま市字州崎12－2
沖縄県工業技術センター内
mail: j-miyakawa@okinawa-jiii.jp
URL: http://www.okinawa-jiii.jp
電 話 098-921-2666　ＦＡＸ 098-921-2672